

関島社会保険労務士事務所便り

2012年
3月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

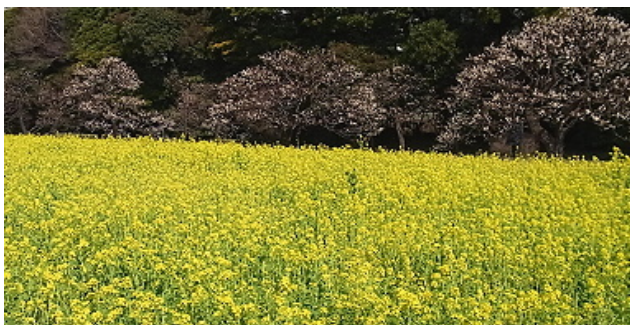
〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03 - 3609 - 7668

FAX：03 - 3609 - 0404

HP: <http://www.srseki.info>



健康保険と雇用保険料率改定のお知らせ

協会けんぽの健康保険料・介護保険料率が平成24年3月分（4月納付分）から改定されます。

また、平成24年度の雇用保険料率については前年度より引き下げられ、従業員負担分については、この4月支払給与分から現行より0.1%引き下げられます（建設の事業0.6%、一般の事業0.5%）。

2 介護保険料率の改定

協会けんぽの介護保険料率（40歳以上65歳未満が対象）についても平成24年3月分（4月末納付分）より次のように改定されます。

介護保険	新保険料率	折半
全国一律	1.55%	0.775%

（標準報酬月額・標準賞与額に対する料率）

1 健康保険料率の改定

関東各都県	新保険料率	折半
東京都	9.97%	4.985%
埼玉県	9.94%	4.970%
千葉県	9.93%	4.965%
茨城県	9.93%	4.659%
神奈川県	9.98%	4.990%
群馬県	9.95%	4.975%
栃木県	9.95%	4.975%
参考（最高料率県・最低料率県・平均）		
佐賀県	10.16%	5.080%
長野県	9.85%	4.925%
平均	10.00%	5.000%

（標準報酬月額・標準賞与額に対する料率）

3 平成24年度雇用保険料率

事業の種類	新保険料率	労働者負担	事業主負担
一般の事業	1.35%	0.5%	0.85%
農林水産・清酒製造の事業	1.55%	0.6%	0.95%
建設の事業	1.65%	0.6%	1.05%

（給与総額に対する料率）



遺族年金と「死亡の推定」

私の夫は、サラリーマンでしたが、在職中の55歳時に行方不明になったままです。5年経過した今日、老齢厚生年金をもらっている様子もありません。遺族厚生年金は、夫の死亡が確認されるまで支給されることはありませんか。

➡ 失踪宣告による死亡の推定

国民年金や厚生年金の被保険者又は被保険者であった者が、所在不明の状態が一定期間継続した場合は、失踪宣告（民法第30条）により、死亡したものとみなされることがあります。

最後に生存が確認できたときから7年間行方不明であり、利害関係者から請求があるときは、家庭裁判所は、一定の手続きのもとに失踪宣告を行うこととされています。

失踪宣告が行われると死亡したものとみなされるため、遺族厚生年金は支給されることとなりますが、死亡したものとみなされるのは7年間経過した時点です。そのため、遺族厚生年金の受給権が発生する日は、7年経過した失踪宣告が行われた日となります。

しかし、遺族厚生年金支給の要件である「被保険者又は被保険者であった者の死亡当時、その者によって生計を維持していた」ということは事実上あり得ないことになります。

そこで、失踪宣告の場合には、行方不明となった当時で保険料納付要件及び生計維持関係を認定することになっております。

➡ 生きていたときは

失踪宣告後に夫が帰ってきたというときは、本人や利害関係人の申立てによ

って家庭裁判所は失踪宣告を取り消します。この場合、取り消されたときまでの年金は、生きていることを知らなかったことから返却する必要はありません。

➡ 船舶・航空機事故のときは

船舶事故や飛行機事故で遺体を確認されていない場合にも死亡の推定が行われますが、その取扱いとは失踪宣告の場合と若干異なります。

船舶事故や飛行機事故で生死が3か月間わからない場合には、事故があった日又は行方不明となった日に、その者は死亡したものと推定されます。遺族厚生年金の受給権もその日に遡って発生します。このように、船舶・航空事故のときは、単に死亡の推定だけでなく、死亡時期も推定されますが、受給権者の死亡による未支給年金等の保険給付に関しては、死亡の推定はなされません。

➡ 東日本大震災のときは特別に対処

船舶・飛行機事故以外の災害等で遺体を確認できないときの死亡の推定は、危難の去った後1年間生死が分からないときに行われることになっています。

東日本大震災で行方不明になった者のこの取扱いが問題になり、特別立法により船舶・飛行機事故同様に扱うことになっております。

増加傾向にあるパワハラ紛争

◆「パワハラ」の定義を明確化

厚生労働省のワーキンググループは、職場の「いじめ・嫌がらせ」が、社会問題として顕在化してきていることを踏まえ、1月30日、職場におけるパワー・ハラスメント（パワハラ）に該当する可能性のある行為を6つに類型化した報告書を発表しました。この報告書では、パワハラの定義が初めて明確化されるとともに、企業に取り組むべき対策についても紹介しています。

◆パワハラとはどのような行為？

パワハラは、一般的に「職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景に業務の適切な範囲を超えて、精神的・身体的な苦痛を与えたり、就業環境を悪化させたりする行為」とされています。

上司から部下への「いじめ」や「嫌がらせ」を指して使われる場合が多いのですが、人間関係や専門知識などで優位な立場にある同僚や部下から受ける嫌がらせなども含まれるとされています。

◆パワハラに該当する行為（6分類）

報告書では、職場のパワハラに該当する行為を次の6つに分類しています。

- ①暴行・傷害などの「身体的な攻撃」
- ②侮辱や暴言などの「精神的な攻撃」
- ③無視などの「人間関係からの切り離し」
- ④遂行不可能なことへの強制や仕事の妨害などの「過大な要求」
- ⑤能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることなどの「過小な要求」
- ⑥私的なことに過度に立ち入る「個の侵害」

ただ、職場におけるパワハラは「業務上の指導との線引きが難しい」との意見もあり、報告書では④～⑥については「業務の適正な範囲内」であれば本人が不満に感じたとしてもパワハラには該当しないとしています。

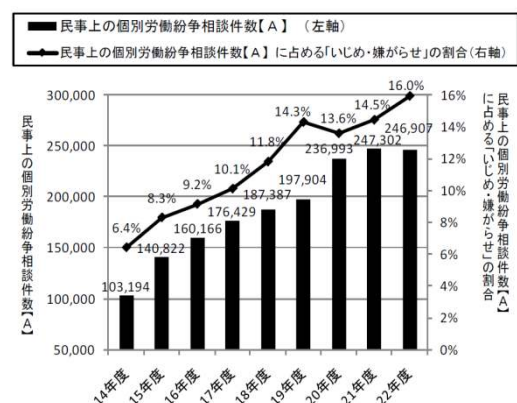
◆予防と解決のために積極的な取組み

企業におけるパワハラの予防と解決には、組織トップによるメッセージや、就業規則での規定化、予防・解決のためのガイドラインの作成、教育研修の実施、企業内外における相談窓口の設置等が効果的としています。

パワハラ被害を受けた従業員が、人格を傷つけられたこと等により心の健康を悪化させ、休職・退職に至るケースや、周囲の人たちの意欲が低下し、職場全体の生産性に悪影響を及ぼすケースもあり、パワハラが企業にもたらす損失は非常に大きいと言えます。

そのため、パワハラ問題への取組みを企業が積極的に進めることが求められます。

増加する職場のいじめ・嫌がらせ相談
都道府県労働局等への相談件数



※1「平成22年度個別労働紛争解決制度施行状況」（厚生労働省、平成23年5月）を基に作成。

●「65 歳までの再雇用義務付け」法案提出へ

労働政策審議会（厚生労働大臣の諮問機関）は、希望する者全員の 65 歳までの再雇用制度導入を企業に義務付けることなどを盛り込んだ「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」について、「おおむね妥当」とした雇用対策基本問題部会報告を了承し、小宮山厚生労働大臣に答申を行った。厚生労働省では、現在開会中の通常国会に改正法案を提出する予定。（2 月 23 日）

●フルタイムの所定内給与が 2 年連続増加

厚生労働省が 2011 年の「賃金構造基本統計調査」の結果を発表し、フルタイム労働者の所定内給与が月額平均 29 万 6,800 円（前年比 0.2%増）となったことがわかった。増加したのは 2 年連続。（2 月 22 日）

●ワタミ社員の過労自殺認定

居酒屋チェーンのワタミフードサービス（東京）社員だった女性が入社 2 カ月後に自殺したのは「長時間労働による精神障害が原因」として、神奈川労働者災害補償保険審査官は 21 日までに、遺族の労災申請を不支給とした横須賀労働基準監督署の決定を取り消し、労災と認定した。遺族側の弁護士が同日発表した。（2 月 22 日）

●介護保険料が過去最高の 4,697 円に

厚生労働省は、2012 年度における介護保険料（40～64 歳の現役世代）が月額 4,697 円（今年度比 181 円増）に引き上げられると発表し、過去最高になることが明らかになった。65 歳以上の保険料については、2012～2014 年度は平均月 5,000 円程度になる見通し。（2 月 17 日）

●アスベストによる労災認定基準を見直しへ

厚生労働省は、アスベスト（石綿）により肺がんになった場合の労災認定基準を見直す方針を明らかにした。従来の基準を拡大し、「石綿を大量に吸い込むおそれのある職場で 5 年以上勤務していた場合」について認定を行うもので、今年度内にも通達を出して基準を改定する考え。（2 月 16 日）

●所在不明の年金受給高齢者 届出を義務化

厚生労働省は、生存を確認しながら所在不明となっている高齢者（年金受給者）と同居する家族に対して、日本年金機構への届出を義務付ける方針を明らかにした。不正受給を防ぐのがねらいで、関連法の改正案を今国会に提出する考え。（2 月 12 日）

●年金の繰下げ支給 手続き忘れに救済導入へ

厚生労働省は、公的年金の「繰下げ支給」について、受給者が手続きを忘れた場合であっても、70 歳時点にさかのぼって年金を支給する救済策を導入する方針を明らかにした。現在は、手続きをせずに 70 歳を過ぎてしまうと、70 歳から手続きをしたときまでの年金はもらえないこととなっている。（2 月 7 日）

●厚生年金「加入逃れ」の事業所名を公表へ

厚生労働省は、厚生年金保険料の負担を逃れるために故意に加入を届け出ず、加入指導にも応じない事業所の名前を公表する方針を明らかにした。2010 年度末時点において約 175 万事業所が加入を届けているが、日本年金機構が把握しているだけでも約 10 万 8,000 事業所が未届けとなっている。（2 月 7 日）